

第 1 章 いじめ防止対策の基本姿勢

1 はじめに（本校の実態）

本校は、児童数 161 名（特別支援「ひまわり学級」2 を含む全 8 学級）で単学級である。学級の枠を越えた「風の子活動」という縦割り活動をはじめ、全校児童での取組がある。子どもたちはほぼ顔と名前が分かっており、仲が良い。半面相手の気持ちを考えず配慮に欠けた言動も一部見られ、トラブルに発展することもある。児童会館が学校からすぐの場所にあり、低学年を中心に利用している。また、野球やテニスといった少年団で活動する児童もいる。学校だけの人間関係だけではなく、子どもたちは、様々な集団や地域の中で生活している。

教職員は決して多い人数ではない。学級の子どもとふれ合ったり指導したりする以外に委員会活動や風の子活動などで他の学年の子を指導する機会がある。複数の教職員の目で児童を多面的に捉え、「安全・安心」な学校生活となるよう見守ることが必要である。

そこで学校は、保護者・地域住民・関係機関・諸団体との連携を図り、組織でいじめの防止、早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する義務を有する。本方針は、いじめ防止対策基本法第 13 条により、東苗穂小学校の全児童が安心して楽しく充実した生活が送れるよう、いじめ防止を目的に策定する。組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係るすべての取組は校長の監督の下で行う。

2 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

「いじめ」は、子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、最悪の場合に自殺や不登校を引き起こす深刻な問題である。「いじめは犯罪である」という認識を学校としてもち、どの教職員も同じ認識を共有し行動する。「どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるようにしなければならない。「いじめを許さない学校づくり」を推進するために、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

《いじめ防止のための基本姿勢》

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。声に出し指導する。
- 子ども、教職員の人権感覚の向上に努める。
- 子どもと子ども、子どもと教員をはじめとする校内での温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。

○いじめ問題は、保護者と連携して解決に向かう。地域、関係機関との連携も取りつつ対応する。

3 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものである。（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」は、

- ① どの子にも起こり得る。（被害者にも加害者にもなり得る）
- ② 特別な学校だからではなく、どの学校にもどのクラスにも起こり得る。
- ③ いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、将来に渡って傷跡を残す。
- ④ 「暴力」を伴わない場合は特に気付かず見逃しやすいことが多い。
- ⑤ 「登校拒否」や「死」に至ることもある。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認、対応にあたる。

第2章 いじめ防止のための対策

1 子どもの権利条例の理念を踏まえた取組

(1)子どもの意見表明権を重視した主体的な取組

子ども一人一人がいじめの問題について考え、全員が意見を述べ合う。学級集団や児童会（心が温かくなる言葉集め、「命を大切に作る月間」の呼び掛け等の取組）において子どもが主体的にいじめを無くす活動に取り組む。

(2)子どもが安心して生活できるように、学校が実施する取組

学校は、学級における言語環境や規律、授業中のルールなど子ども同士の間関係等の在り方について、子どもの発達段階に応じて教師が適切に指導する。また、子どもが安心して生活できる環境づくりを行うために次の組織を置く。

①名 称：東苗穂小学校いじめ防止対策委員会

②構成員：校長・教頭・学びの支援コーディネーター・担任外・養護教諭・担任教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・特別支援教育巡回相談員（必要に応じて、・スクールロイヤー・医師や警察官経験者、教育学者等の外部専門家や地域の関係者）

※校長が招集する。構成員が揃わなくても出席可能な構成員のみで対策会議を開

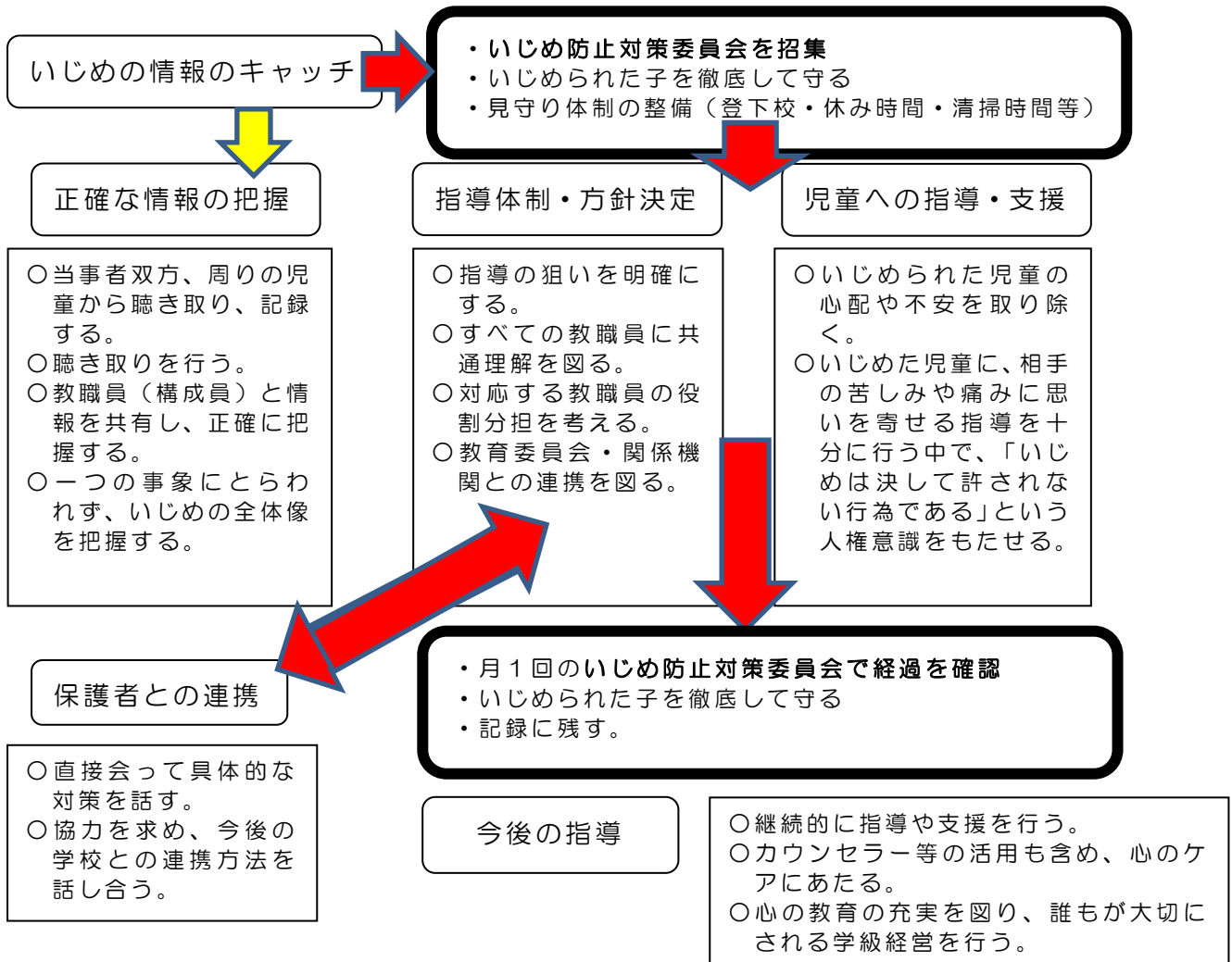
催する。校長が不在時の場合、教頭が出席し校長に報告し決済を得る。

※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。なお、構成員には守秘義務を課することとする。

③構成員の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、対応方針の協議、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの兆候や相談があった場合には、校長の監督の下、いじめ防止対策委員会で速やかに対応する。事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等、方針を決めて各人が対応する。
- ・いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに注意しながら、本校教職員が共有し、学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめ対策委の内容は必ず記録をし、残す（職員会議録のように）。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織的な流れ（いじめ防止対策会議）



いじめ防止対策委員会の会議について

- ・いじめ防止対策委員会は、毎月1回開催する。

予め「年間教育計画」に位置付ける。

- ・毎月の会議では、「いじめの認知」や「いじめ解消の件数、または継続状況の確認」、「個別のいじめ対応の状況報告」を行う。
- ・いじめアンケートは全ての学期で1回実施する。2学期は全市のいじめアンケート調査で兼ねる。アンケート結果や子ども等の面談等の内容について、必ず「個別のいじめ対応の状況報告」として毎月10日に確認する。
- ・いじめ対策委員会の会議録を作成（担当は教頭か学びの支援コーディネーター）し、必ず校長の決済を得る。「個別のいじめ対応の状況」については、前述の会議録とは別に作成し残す（その子どもが卒業し、進学する中学校へ適切に引き継ぐまで保管する）

3 いじめの未然防止の取組

(1) 「いじめ」についての理解を深める

①教育活動全体を通して

～道徳教育の充実～

「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成していくために、常日頃から、教職員と児童が「いじめとは何か」といういじめの特質について認識を共有する。いじめが発覚した時に「いじめていたという認識はなかった」ということがないように、子どもの発達段階に応じて、低学年時から「してはいけないこと」を具体的に意識付けしていく。初めは些細な嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的な危害になることを学び、理解を図る。また、日頃から挨拶を交わすことを通して気持ちよく人と関わろうとする態度を養い、相手意識を育む。

②いじめられている子どもの気持ちを理解する指導

～道徳の学習時間、学級活動の時間を通して～

道徳の学習時間や学級活動の時間等において、いじめられている側の辛さや苦しさを理解できるように指導し、思いやりの気持ちを育む。

また、いじめられている子どもは、周りの友人や親や教員などに相談できずに、一人で不安や悩みを抱え、いじめが深刻化する場合がある。「誰かに相談したらもっとひどくなる」「親に心配をかけたくない」「弱い人間だとバカにされる」などのいじめられる側の気持ちも理解しながら、いじめを許さない風土や誰かに相談することの大切さを共有するようにする。

③加害者への成長支援の観点をもって日常の指導に当たる

いじめの問題は、いじめられた子どもの側に立って指導するだけではなく、いじめの加害の子ども立場をよく考察する必要がある。

「なぜ、いじめてしまうのか」という視点で、日常から学級の児童の人間関係を把握しておくことが、子どもの特性に応じた適切な指導につながる。過去にいじめら

れていた経験があったり、家庭環境が大きく変化していたりといった様々な背景にも十分に注意する。また、スクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にして一人一人の子どもの背景を丁寧に把握し、個に応じた指導をする。

(2)豊かな心の育成

①教育活動全体を通じた取組

- ・優しさや思いやりの心を育む。
- ・規範意識を醸成する。

②人間関係を構築するための素地の育成

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
子どもの発達段階に応じ、「ありがとう。」「ごめんなさい。」「いいよ。」などの言葉遣い、人間関係の基本的な応答を身に付ける機会を設けるなどして、心の通い合う人間関係を築く素地を作る。

③自己有用感、自己肯定感を育む

- ・自分と他の存在を等しく認め、尊重し合える態度を養う。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ・互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくる。

④児童生徒の主体的な活動の推進

- ・子どもが主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりの時間や場所を確保し、仲間や大人から認められているという思いを得られるよう工夫する。そして、子ども一人一人が互いを認め合い協力することの素晴らしさを感じ、子どもが自らいじめのない集団を築き上げていくよう、子どもの自己肯定感や自己有用感を育む。

⑤家庭や地域との連携によるいじめの未然防止

- ・日常的に保護者と連携を図り、信頼関係を構築し、家庭での子どもへの接し方や言葉掛け等についての交流を図る。その際、市教委で配付している家庭向けリーフレット「さっぽろっ子『学び』のススメ」「プラスのまほう」を活用する等して、保護者との共通意識をもって子どもに関わるようにする。
- ・学校と地域の関係者が集まる機会を利用して、いじめなどの子どもの状況についての情報を共有し、地域でのいじめ防止に向けて取り組む。

4 いじめの早期発見・早期対応について

(1)早期発見

①教職員がいじめを積極的に認知する

- ・「いじめはどの子にもどこの学校にも起こり得る」「いじめは見付けにくい」という認識の下、児童生徒が発する小さなサインや不安や悩みにいち早く気付く。構成員も（教職員の誰もが）日常の学校生活、授業中の言動など、アンケートや相談が無くても発見できるよう構成員も（教職員の誰もが）意識して行動する。
- ・暴力を伴わないいじめは気付かずに見過ごしやすいことから、些細な兆候であっても「いじめ」ではないかとの疑いをもつなど、日常的な観察や声掛け等の関わりに

より、子どもの変容を見出すよう努力する。

- ・「いじめゼロ」を徹底し、認知及び解消については、担任などの個人の判断とせず、いじめ防止対策委員会での複数で判断する。
- ・声を掛けた子どもの反応が、「大丈夫」というような疑いを否定するような反応であっても、関係教職員と情報を共有（本校では「カンファレンス」を校内学びの支援コーディネーター中心に開き、情報共有と役割分担を確認する）する。他に同様に感じていた教職員がいないかどうか、気になる情報がないかどうか、職場全体からも情報を収集する。
- ・いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、学級担任だけでなく管理職や担任外を含めた教職員の見守りを実施する。その際、被害に遭っている子どもや保護者との面談を通して、心身に苦痛を感じていないか継続的に確認する。
- ・学級、学年における子どもの人間関係にとどまらず、他学年との関わりや児童会館、少年団等、あらゆる集団における人間関係の把握に努めることが重要である。
- ・朝の登校観察、健康観察、欠席日数の検証、校内研修会等により、日常からの教職員全体での情報共有を重視する。
- ・家庭との信頼関係を構築することを重視しながら、家庭から情報を収集し、協力して子どもの指導に当たる。

② アンケートや教育相談の計画的な推進

- ・アンケートや教育相談を計画的に実施し、定期的に子どもの様子を把握する。具体的には年間3回いじめ調査を行う（1学期、2学期＝全市調査、3学期）。
- ・1学期、3学期の「校内アンケート」については、いじめ発見のきっかけとして非常に有効であることから、その活用の目的や取組方法等（記名、回収方法等）について、実施前に子どもが理解できるようにする。
- ・聴き取りについては、様々な方法があるが、子どもの発達の段階に応じて、スクールカウンセラーからの助言も参考にしながら実施する。実施する際は、子どもに過度な心的負担を与えないよう配慮しつつ、複数の教諭で実施することを検討する。
- ・市教委が実施する「悩みやいじめに関するアンケート調査」については、担任による数量的な分析・評価にとどまることなく、子どもが記載したアンケートそのものを子どもの発信として受け止め、複数の教職員で空欄や消した痕跡に至るまで質的な分析・評価を行い、内容によってはスクールカウンセラーに相談して、子どもの内面に迫るように努める。そのため、回収後の放課後に分析の時間を設ける。

(2) 早期対応

子ども同士のトラブルやいじめを認知した場合、原則として次の対応を速やかに行う

① 速やかに組織的に対応する

- ・組織的な対応は、事態を深刻化せずにいじめを早期解決したり、いじめの再発を防止したりする上で有効であり、個々の教職員の資質向上と学校全体の危機管理体制の向上につながる。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教員で対応せず、複数

の教諭で聴き取りを実施するなど、教職員一人一人の責務と役割を果たし速やかに組織的な対応を行う。

- 学校は、いじめの事案を把握した段階で、その対応について教育委員会に助言を求めべきかどうかを判断する。

② いじめを受けているとされる子どもやいじめを知らせてきた子どもの安心・安全の確保

- 子どもが心配していること、不安に思うことを十分に聴き取り、「あなたが悪いのではない」「絶対に守り通す」という学校の意思を伝え、心のケアに努める。
- 登下校、休み時間、放課後など見守りを行うなど安全確保に努め、それについて児童生徒及び保護者に伝える。

③速やかに関係する子どもの保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める

- 情報をもたらされた経緯によるが、原則として、事実が確認されるまでは、保護者に誤解を与えないよう留意する。
- いじめられた子どもの保護者には、電話や家庭訪問等により、調査の途中段階であっても事実関係をその日のうちに伝える。また、対応策について丁寧に説明し了承を得るように努める。

④事実関係の確実な把握

- 子どもへの聴き取りについては、子どもの精神的な負担が伴うため、対応する教諭（複数）、対応する時間及び場所等について十分配慮する。
- 事実確認と指導とを明確に区別し、事実確認にあたっては、温かな気持で中立的な姿勢（すぐに決め付けない）で聞き取りを行う。
- 一問一答の尋問スタイルではなく、オープン質問を主体として子どもの自発的な報告に耳を傾けることを重視する。
- 聴き取りをした全ての関係教諭で、事案の事実関係を整理する。
- 記録化し、関係した児童（加被害双方）の保護者と教育委員会への説明及び報告の準備をする。

⑤再発防止に向けた保護者への対応

- 事実関係に基づき、状況に応じて適切な方法で関係する保護者に報告・説明をし、再発防止への協力を要請する。
- いじめた子どもの保護者にも、事実関係を正確に伝え理解を得た上で、被害家庭への謝罪など以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。さらに、子どもの抱える問題やいじめに至った要因など、いじめの背景を保護者と共有し再発防止に努める。
- いじめが解決したと思われた後も、子どもの様子を把握し、必要な支援を行う。また、定期的に関係する保護者と情報交換を行い、いじめの再発等がないか情報を集めて再発防止に努める。

⑥教育委員会への報告

- ・学校から教育委員会へ、いじめの発生及び対応について適時報告するとともに、対応について助言を得る。

⑦いじめの解決に向けた集団への働き掛け

◆ 被害児童生徒への指導

- ・心のケアについて、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら行う。
- ・いじめの再発に向けて、不安な気持ちを十分に聴き取り、見守りなどの安全確保と教育相談の体制に係る計画を立て、安心して学校生活を送ることができるようにする。

◆ 加害児童生徒への指導

<教育的指導>

- ・いじめ行為について、再発防止の指導をする。
- ・今後の生活指導に生かす。
- ・児童相談所など関係機関との連携をする。
- ・他校の児童生徒との間のいじめの場合は、他校との連携のもと指導する。
- ・教室以外や校外における生活の指導をする。
※出席停止措置について検討する必要がある場合は、事前に市教委と十分な協議を行う。

<法的措置>

- ・学校が事実関係の把握において、起きたいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものとして認識した場合は、対応について速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

◆ 周りの児童生徒への指導

- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることは、いじめを深刻化させることになることを改めて指導する。
- ・被害児童生徒と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導を児童生徒のプライバシーに十分留意して行う。

いじめの解決とは、当事者同士の謝罪によって終わるものではなく、被害児童と加害児童生徒をはじめ、他の児童との関係の修復を経て、当事者や周りの児童全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断（札幌市教育委員会の基準では3か月）されるべきである。

したがって、当事者間における謝罪の指導が済んだ後においても、再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めていく。

⑧いじめ解消の判断

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害に遭った子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上続いている。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性を考慮し、札幌市教育委員会、または東苗穂小学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する場合もある。

②被害児童、保護者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害に遭った子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた。被害に遭った子ども、保護者に心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認することができた。

⑨いじめ対処プラン

いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑩個別の対応状況に関する記録と引継

各事案について担任がアセスメントシートを作成し、共有する。作成したアセスメントシートは次年度に引き継ぎ、継続的な指導に生かす。

5 家庭（保護者）、地域の関係者との連携協力、参画体制の構築

(1)学校のいじめ防止の取組について、家庭や地域の理解を得る

- ・学校ホームページに、「いじめ防止等のための基本方針」を掲載する。また、新入学説明会では、いじめ対策防止に関して、学校の基本方針を資料に掲載し、保護者に説明する。新年度開始時も同様に学校だよりや学級懇談を通して説明し、継続的に理解を得る。

P T Aや地域の関係諸団体に、いじめ防止対策の取組に関わる情報を伝え、取組への理解を求める。

(2)家庭や地域の協力、参画を求める

- ・地域での子どもの見守り等を通して、いじめの疑いがある場面を見かけた際の学校への連絡等について依頼する。
- ・通学路指導等、地域の方々との関わりを大切にし、いじめの防止についても協力を得ることができるように関係づくりに努める。

(3)定期的に子どもの様子を交流する

- ・地域における体験学習や地域が主催するお祭り等の行事での子どもたちの様子について、地域の方々から情報を得るなど、子どもの様々な側面を把握して、子ども一人一人の指導に生かしていくよう心掛ける。

第3章 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条）

○重大事態への対処概要

(1)学校は、いじめの重大事態※に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、その旨を教育委員会に報告する。

※重大事態とは（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2)学校は、(1)の調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

第4章 研修及びPDCAサイクルの確立

1 研修に関すること

- ①いじめの未然防止、早期発見、早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。
 - ・いじめ防止基本方針の周知徹底を図る。
 - ・アンケートの実施、アンケートの集約検証を通じて教職員の共通理解を図り、組織的にいじめ防止に取り組む。
- ②校内研修にかかわって
 - ・楽しい、分かる授業への授業改善
 - 授業規律、授業形態の工夫、自己肯定感を高める指導
 - ・生徒指導、教育相談、特別支援教育にかかわる研修の実施
 - ・情報モラル研修（教職員向け、保護者向け、児童向け）

2 学校のいじめ防止基本方針のPDCAによる改善

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめ防止等のための取組の達成状況を評価し、PDCAを通して取組の改善を図る。